

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、土庄東港港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成24年2月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 日時 平成24年2月28日（火曜日）午後2時から
- 2 場所 小豆郡土庄町甲559番地2 土庄町役場 2階会議室
- 3 指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
余島（土庄町）	基点第1号から152度00分に引いた線、基点第1号から基点第8号までを順次に結んだ線、基点第8号から187度28分に引いた線及び水際線により囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	四等三角点南郷（北緯34度28分41.2542秒、東経134度11分20.6530秒）から273度44分、533.5メートル、小豆郡土庄町字廻り池甲1171番6地先の表示杭
第2号	基点第1号から232度19分、4.3メートル、小豆郡土庄町字半ノ池甲1360番15地先の表示杭
第3号	基点第2号から172度29分、93.9メートル、小豆郡土庄町字半ノ池甲1360番15地先の表示杭
第4号	基点第3号から232度06分、151.9メートル、小豆郡土庄町字半ノ池甲1360番15地先の表示杭
第5号	基点第4号から183度03分、76.3メートル、小豆郡土庄町字半ノ池甲1360番18地先の表示杭
第6号	基点第5号から272度58分、28.7メートル、小豆郡土庄町字半ノ池甲1360番18地先の表示杭
第7号	基点第6号から182度57分、50.3メートル、小豆郡土庄町字半ノ池甲1360番18地先の表示杭
第8号	基点第7号から272度15分、16.1メートル、小豆郡土庄町字半ノ池甲1360番16地先の表示杭